

とやま消費者プラン ～富山県消費者教育推進計画～ の取組みと成果について

とやま消費者プランの概要

- 1 計画の位置付け** 消費者教育の推進に関する法律に基づき、消費者教育の推進に関する施策を定める
- 2 計画期間** 平成31年度～令和6年度（当初計画期間（H31～R5）を1年延長）

3 目指すべき消費者像

- ・自立する消費者
被害にあわない、合理的意思決定ができる消費者
- ・「消費者市民社会」の形成に寄与する消費者
自らの消費行動が社会経済情勢や地球環境に影響を与えることを自覚して行動できる消費者

4 重点的に取り組むテーマ

- 【テーマ1】 高齢者等への消費者教育の推進
- 【テーマ2】 若年層への消費者教育の強化
- 【テーマ3】 消費者教育の人材（担い手）育成
- 【テーマ4】 環境や人、社会に配慮した消費行動の推進

1 これまでの取組み状況

【テーマ1】 高齢者等への消費者教育の推進①

- 高齢者・障害者のための消費生活見守りハンドブックの活用（R4一部改訂）
- 高齢者を対象とした悪質商法撃退教室

	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)	合計 (予定)
回数 (回)	16	6	4	17	19	※(25)	87
参加人数 (人)	425	149	79	466	539	※(600)	2,258

※R6年度：消費生活出前講座に統合

- 富山県民だまされんちゃ官民合同会議メンバー等による普及啓発（H27～）【県警】
- 高齢者宅への戸別訪問による注意喚起【県警】
- 特殊詐欺未然防止に功労のあった金融機関等への顕彰事業【県警】

【テーマ1】 高齢者等への消費者教育の推進②

➤ ぐらしの安心ネットとやま (H18.9.29設立)

- ・ 関係機関・団体が相互に消費者問題に関する情報を共有し、連携することによって、広域化、複雑化、多様化する消費者問題について、被害の未然防止、早期救済を図り、もって安全・安心な消費生活の実現を目指すことを目的に設立

(R1.6.27 消費者安全法第11条の3による消費者安全確保地域協議会に位置づけ)

- ・ 構成団体は、現在、51団体・機関

(福祉関係団体12、消費者団体等9、協力機関8、市町村15、国・県の機関7)

- ・ 消費生活推進リーダー (H19～) を講師とした悪質商法撃退教室の開催など、広報・啓発活動を実施

- ・ 地域での見守りや啓発活動を支援するため、見守り活動等を行う団体・グループ等に対し、消費生活に関する情報の配信や出前講座を実施 (H26～)

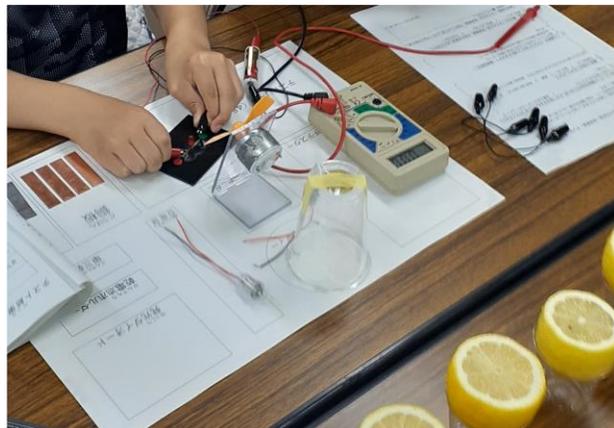


【テーマ2】若年層への消費者教育の強化①

▶ 若年層への消費生活講座の実施

		R1	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)	合計 (予定)
夏休み子ども生活・科学教室	(回)	2	1	(中止)	2	4	5	14
	(人)	14	10	—	28	55	68	175
中学生向け消費生活講座	(回)	7	2	1	2	3	4	19
	(人)	1,169	90	65	31	320	50	1,725
弁護士による 高校生向け消費生活講座	(回)	34	29	32	37	40	36	208
	(人)	4,453	2,942	4,000	4,816	4,507	4,308	25,026
弁護士による 大学生向け消費生活講座	(回)	15	3	12	14	12	13	69
	(人)	1,940	352	1,416	1,812	1,886	1,892	9,298

【夏休み子ども生活・科学教室】



【弁護士による高校生向け消費生活講座】

【テーマ2】若年層への消費者教育の強化②

- 大学生による中高生のための消費者教育モデル事業（R元～）
- 高校生向け消費生活ハンドブックの活用（R5一部改訂）
- 成年年齢引下げに伴う高校生の保護者向け啓発チラシの配布（R2～）
- 弁護士会との新成人向け等消費者トラブル事例検討会の実施（R4～）
- 新成人向け消費者トラブル啓発事例集・パンフレットの配布（H25～）
- 中学生向け消費生活ハンドブックの活用（H29～）
- 学習指導要領に基づく消費者教育の実施【教委】
- 高校生等に対する生活経済事犯等被害防止対策【県警】
- 租税教育用副教材の作成・配布【税務課】
- 食の安全こどもミーティングの開催【生活衛生課】



【テーマ3】消費者教育の人材（担い手）育成①

➤ 消費生活研究グループの育成

（県消費者協会へ委託）

消費生活に必要な知識を習得・普及する場としてのグループづくりを推進し、その活動を支援（現在16グループ）



【消費生活研究グループ活動発表】

➤ 権利擁護人材育成事業【高齢福祉課】

市民後見人等の養成研修の実施や、資質向上のための支援体制の構築を実施する市町村へ補助することにより、権利擁護人材の育成を推進

(2) 県消費生活センター機能強化

- 消費生活センターにおいて消費生活相談及び消費者金融相談を受付
 - ・火曜日の相談受付時間を延長（～19時まで）
- 電子申請システムによる相談受付を開始（24時間365日、R6.7.14～）
- 消費生活アドバイス事業（消費者協会）への支援
 - ・土曜日の相談対応
- 商品テストの実施
- 消費者ホットライン（^{いやや}☎188）、消費生活センターの周知



【テーマ3】消費者教育の人材（担い手）育成③

(3) 市町村における消費生活相談体制の充実強化

- 相談員・担当職員の研修等
 - ・相談員の養成・レベルアップのための研修等の実施（H21～）
- 市町村消費生活相談窓口支援研修会の開催（H30～）
- 弁護士会との新成人向け等消費者トラブル事例検討会の実施（再掲）（R4～）
- 富山県消費生活相談員人材バンクの設置（R5～）
 - ・消費生活センター等での勤務を希望する有資格者を募集・登録し、相談員を募集する市町村等へ情報提供
- 消費生活相談員資格試験受験料等助成事業（R5～）
 - ・新たに相談員資格を取得し、人材バンクに登録される方に受験費用の一部を助成

【テーマ4】環境や人、社会に配慮した消費行動の推進①

エシカル消費PR事業（県消費者協会へ委託）

- 公共交通機関（電車・バス）への広告掲載（R6～）
- 事業者との連携による「エシカル消費」のPR（R3～R5）
- エシカル消費に関するシンポジウム等の開催（R3～）
- 県内大学生による普及活動及び成果発表（R5～）
- 消費生活研究グループによる研究及び実践（R4～）

【事業者との連携によるPR】
(R6.2.14~2.29 アルビス(株))



参加者大募集!
回答締切: 2/25(日)まで
回答すると抽選で1000名様にプレゼント!
とやま生活では、SDGs達成に繋がる具体的な消費行動を広げるため、「SDGsアンケート」を実施します!
チラシを読んだうえで、選択式のアンケート(10問程度)に回答してください!
アンケート回答は裏面のQRコードよりどうぞ

★ SDGsを知ろう!
SDGsってなに?
持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)とは、世界中の人が将来にわたってこの地球で人間らしく生活し続けるために努力しなくてはならない17の目標のことです。SDGsの達成には、政府や自治体、民間企業、地域コミュニティ、そして私たち一人ひとりの取り組みが必要とされています。

なぜ生活協がSDGsに取り組みの?
「一人は万人のために、万人は一人のために」という協同組合の精神は、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」という行動理念と重なります。SDGsという概念が生まれる前から、生活協も協同組合は人々の暮らしに根差して、持続可能な社会を目指してきました。全国の生活協では「コープSDGs行動宣言(2018年日本生活協同組合連合会にて採択)」に沿って引き続きSDGsの実現に向けた取り組みを行っています。

★ SDGs目標12「つくる責任 つかう責任」を知ろう!
持続可能な生産と消費には責任が伴う
世界中の人がその国の人と同じ生活をしたい場合に必要とする地球の資源は、多くは資源やエネルギーを大量生産・大量消費して暮らしています。現在、人類全体の生活を支えるには、1.7個分の地球が必要とも言われています。そこでさまざまな資源を活用してモノを生産する人には「つくる責任」があり、それを消費する人には「つかう責任」があります。それを示したのが、SDGs目標12「つくる責任 つかう責任(持続可能な消費と生産のパターンを確保する)」です。

エシカル消費と食品ロス削減
日本における食品ロスは、年間523万t(農林水産省(林)発生し、事業者から279万t(53%)、家庭から244万t(47%)が排出されています。食品ロス削減は、環境に優しく、人や社会への配慮にもつながる消費行動であり、「エシカル消費」の1つです。「今だけ」「こだけ」「自分だけ」ではなく、将来のこと、環境のこと、周りの人のことも考えた消費行動が大切です。

プラスチックごみを資源として生かす
プラスチックは、軽くて丈夫で、加工しやすく値段も安いことから、1950年以降急速に普及してきました。その一方で、海洋プラスチックごみ問題や、化石燃料の消費といった問題があります。このことから、SDGsにおいても地球規模での資源・廃棄物規制や海洋プラスチックごみ問題への対応が求められています。日本でも、2022年4月からプラスチック資源循環法が施行され、事業者だけでなく、私たち消費者一人ひとりと、徹底したリサイクルを実施し、資源として生かすことが求められています。

裏面⇒SDGs達成に繋がる具体的な消費行動を一部紹介!あなたにできることを考えてみよう!

【事業者との連携によるPR】
(R5.とやま生活協同組合)

【テーマ4】 環境や人、社会に配慮した消費行動の推進②

- 食品ロス・食品廃棄物削減対策事業【農産食品課】
- フードドライブマッチング推進啓発事業【環境政策課】
- サルベージ・サポーターマッチング事業【環境政策課】
- とやまエコ・ストア制度の推進【環境政策課】
- とやま環境フェアの開催【環境政策課】
- 幼児や保護者を対象とした「はじめてのエコライフ教室」の開催【環境政策課】
- 【新】再配達削減「見て・ふれて・考えよう！」事業【環境保全課】
「エコな配達」に関するトークイベントや宅配ボックスの展示等の実施
- エコな配達推進（宅配便の再配達削減）事業【環境保全課】
- 富山県地産地消キャンペーン事業【市場戦略推進課】

➤ 富山県消費者月間（10月）における啓発

- ・ 富山県消費者大会の開催(R6.10.10)

【大会概要】

- ・ 暮らしの安心ネットとやま事例発表（県警）
「特殊詐欺の現状と被害防止に向けた取り組み」
- ・ 実践研究発表（富山県立桜井高校学校家庭クラブ）
「未来のまちにつなげたい～やってみよう！しあわせる。家庭クラブ～」
- ・ アンケート調査報告（富山県消費生活研究グループ連絡協議会）
「大災害への備えについて～地域や家庭の防災力を高めよう！～」
- ・ 基調講演
「暮らしの中でSDGsに貢献するエシカル消費」
（（一社）日本サステナブル・ラベル協会 代表理事 山口真奈美 氏）等

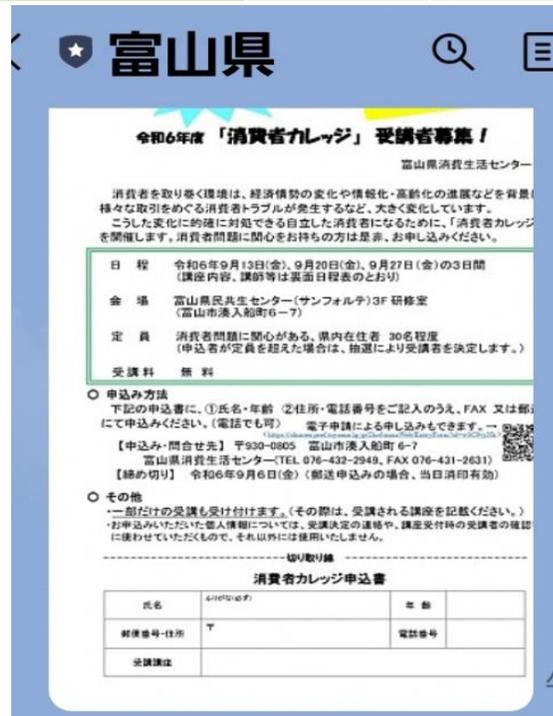


その他の消費者教育推進事業（普及・啓発）②

各種講座の開催

		R1	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)	合計 (予定)
消費生活出前講座	(回)	23	4	6	13	4	※(25)	75
	(人)	1,793	94	294	389	103	※(600)	3,273
消費者カレッジ	(回)	3	3	(中止)	3	3	3	15
	(人)	81	88	—	57	75	70	371

※R6年度：悪質商法撃退教室を統合



富山県
LINEによる広報



【消費者カレッジ】

多重債務者対策

- 多重債務者対策協議会の開催（H19～H30、R1～休止：情報共有継続中）
 - 相談窓口の周知
 - 専門的な相談窓口（弁護士会、司法書士会、法テラス富山等）への誘導
 - 実務担当者研修会の開催
- 参加者：県及び市町村の各種窓口担当者（福祉、税金、自殺対策等）

生活関連物資等の価格動向の情報収集

- ・生活関連物資価格調査（H22～）
 - 毎月1回、食料品及び日用品の価格をスーパーマーケット20店舗で調査し、品目ごとの平均値をホームページで公表
 - 調査品目は、20品目

事業者指導

- 「特定商取引法」及び「富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」に基づく事業者への指導等

- ・ 北陸三県悪質事業者対策会議の開催

広域的に悪質な取引行為等を行う事業者に対して、北陸三県による情報共有・連携を強化するため開催

	R1	R2	R3	R4	R5	R6 (予定)	合計 (予定)
担当者会議の開催（回）	2	2	4	4	4	4	20

- 「不当景品類及び不当表示防止法」に基づく事業者への指導等

- ・ 事業者からの表示相談対応・指導

2 評価指標等の状況について

【テーマ1】 高齢者等への消費者教育の推進

【テーマ2】 若年層への消費者教育の強化

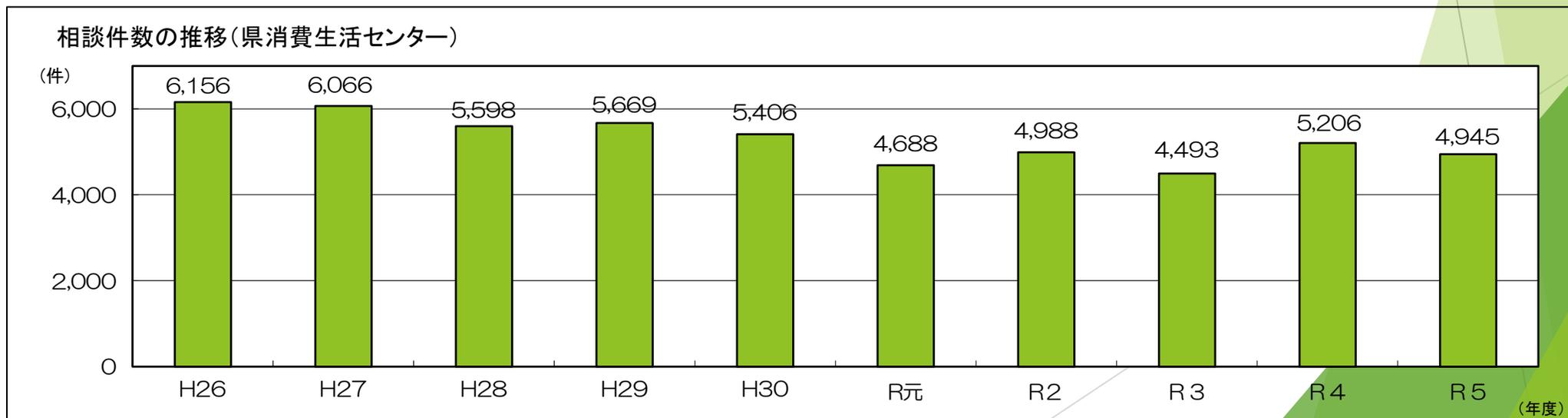
評価指標	現状と目標							
	計画策定時	H30	R元	R2	R3	R4	R5	目標値(R6)
消費生活に関する講座を受講した高校生の割合	23%/年(H29)	25%/年	25%/年	16%/年	28%/年	32%/年	30%/年	30%/年
消費生活出前講座等(高齢者向け含む)受講者数	4,400人/年(H29)	4,537人/年	3,347人/年	894人/年	1,546人/年	2,015人/年	2,025人/年	5,000人/年
消費者トラブル経験がある県民の割合	16.1%(H30)	—	—	—	—	—	16.9%(R6調査)	低下させる

【テーマ3】 消費者教育の人材（担い手）の育成・活用
 【テーマ4】 環境や人、社会に配慮した消費行動の推進

評価指標	現状と目標							
	計画策定時	H30	R元	R2	R3	R4	R5	目標値(R6)
消費者教育担い手	350人 (累計) (H29)	415人 (累計)	516人 (累計)	525人 (累計)	590人 (累計)	622人 (累計)	648人 (累計)	500人 (累計)
商品等選択時に消費行動が環境に及ぼす影響を考慮する人の割合	37% (H30)	—	—	—	—	—	51.2% (R6調査)	現状値以上
県民1人1日当たりの食品ロス発生量	約110g (H28)	—	—	—	—	約85g	—	2030年までの半減を目指して減少

3 消費生活相談の状況

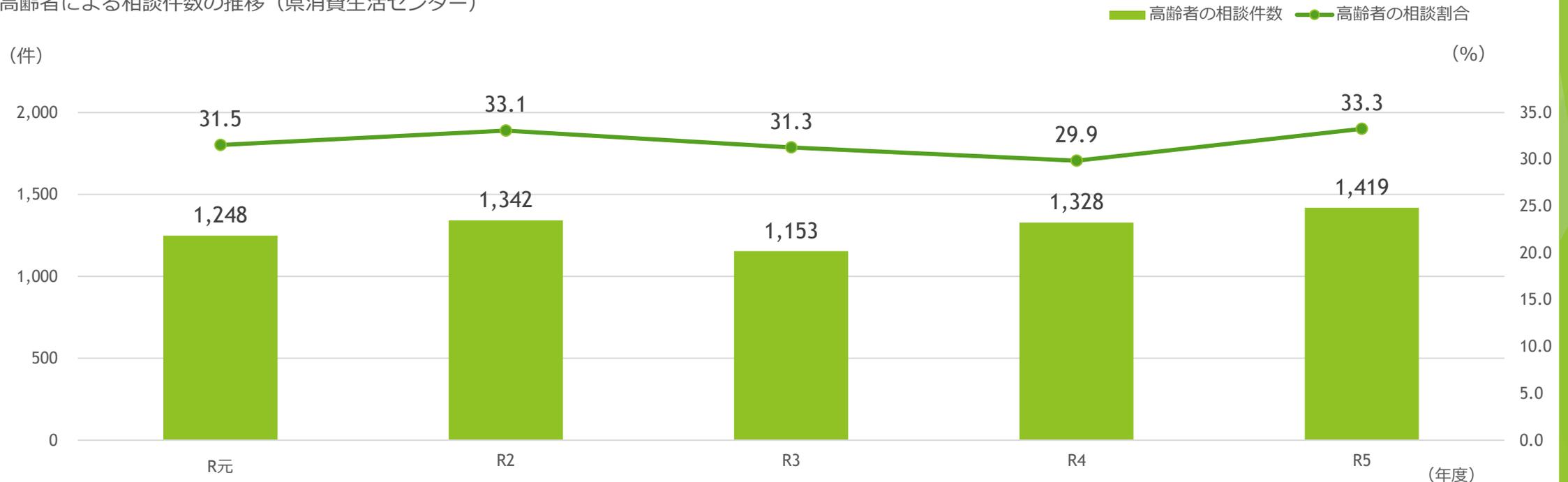
- ・近年、減少傾向にある相談件数は、R4年度は定期購入の相談急増により増加。R5年度は化粧品等の定期購入やアダルト情報サイト不正請求等の相談が減少し、相談件数は減少したが、依然、高止まりしている。
- ・高度情報化の進展等により、ダークパターンを利用したWebデザインによる定期購入や偽サイトの被害、SNS広告等を契機とした投資詐欺被害などのインターネット関連被害が増加。また、訪問販売による工事・建築や修理サービスなど高齢者を狙った悪質商法の増加など、消費者トラブルは広域化・複雑化・多様化している。



高齢者の相談状況

- ・ 高齢者（65歳以上）の相談件数は全体の約3割を占めている。
- ・ 身に覚えのない請求や不審メールなど商品特定できない「商品一般」に関する相談が最も多い。
- ・ 最近では、化粧品や健康食品等の定期購入に関する相談や、業者の強引な訪問販売で契約した屋根工事や外壁工事の解約等の相談が増加

高齢者による相談件数の推移（県消費生活センター）



若年層の相談状況

- ・ 29歳以下が当事者となる相談は、全体の約1割を占め、20歳代がその9割を占める。
- ・ 20歳代は、他の年代と比べマルチ・マルチまがい取引に関連する相談が多い。
- ・ 18歳・19歳(R4年4月成年年齢引き下げ)の相談件数は、成年年齢引き下げ後も、ほぼ同水準で推移

若年層による相談件数の推移 (県消費生活センター)

